

# いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業業務委託に関する仕様書（案）

## 【プロポーザル用】

### 1 業務名

いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業

### 2 委託業務の目的

いわき地域は海・街・山の地域資源に恵まれサイクリングに適した環境にあるため、サイクリングを切り口とした観光誘客コンテンツの造成を通じて、いわき市を走行するサイクリストの裾野を広げるとともに、市近隣の町村等との連携を強化し、自転車を活用した広域的な地域づくりを進める。また、外国人サイクリスト等を活用し、インバウンド視点からの地域の「強み」や「弱み」の抽出を行い、観光資源の磨き上げにつなげる。

また、就職や転勤等により地域との繋がりを築きにくい市内進出企業に勤務する県外出身の社員等を対象に、いわきの地域資源を体験する機会を提供するとともに、新たに、当該企業間のネットワークを構築し、構成企業が手を携え、いわきの魅力を広く発信してもらう仕組みを構築するなど、当該企業及び社員等の社員の力を活用した地域づくりを進めていく。

### 3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和6年3月29日（金）までの期間

### 4 委託業務の内容

#### (1) サイクリストPR強化事業

##### ア サイクリングPR動画作成

- ・サイクリング初心者や未経験者等のライト層を対象に、いわき地域でのサイクリングに興味関心をもってもらい、サイクリングしてもらうためのPR動画を作成すること。  
なお、動画の作成にあたっては、サイクリスト層の拡大のため、家族連れ・女性・若者等を対象としたものとする。

##### イ フォトジェニックスポットツーリング講座の開催

- ・いわき市内外の初心者サイクリスト等を対象にしたフォトジェニックスポットを巡る写真講座を2回以上開催すること。フォトジェニックスポットは、単に景観に優れた地点やいわゆる映えスポットだけでなく、体験やグルメのスポット等多様性を持たせること。  
なお、講座の開催にあたっては、参加者の安全確保に十分努めること。
- ・当該講座の講師に係る連絡調整及び謝金の支払いを行うこと。
- ・参加者及び関係者との連絡調整を行うこと。
- ・必要な物品の手配等を行うこと。

(2) サイクリスト受入体制強化事業

- ・いわき市近隣町村と連携したサイクリングルート造成（2コース以上）を行うこと。
- ・サイクリングルート造成にあたっては、本事業終了後も継続して利用されるよう、ルート沿い及び付近の事業者等と連携し、観光誘客コンテンツを盛り込んだものとする。

(3) インバウンド等誘客に向けた「強み」発見事業

- ・サイクルツーリズムにおけるインバウンド誘客に向けたいわき地域の「強み」や「弱み」の洗い出しを目的として、訪日外国人又は在留外国人（英語を話せる方）及び海外在住歴（1年以上）を有する日本人サイクリストを対象としたモニターツアーを2回実施すること。

なお、モニター参加者は1回当たり5名程度とし、必要に応じて通訳者（英語⇄日本語）等を同行させること。

- ・モニターツアー開催に係るツアー計画の作成、連絡調整、物品等の手配及び当日のアテンドを行うこと。
- ・モニターツアー参加者の感想等をまとめ、抽出された「強み」や「弱み」について報告書を作成すること。
- ・参加者や訪問先との連絡調整を行うこと。
- ・通訳者等の手配・連絡調整及び謝金の支払いを行うこと。

(4) 進出企業等の県外出身社員とのエンゲージメント創出事業

ア 事業参加企業の選定及び参加企業との連絡・調整

- ・当事業へ参加する企業として、「いわき地域の地域活性化に貢献したい」との思いを持つ、いわき市内に事業所をもつ進出企業を県いわき地方振興局と連携して9社以上選定し、事業説明や打合せを行い事業に参加していただくよう働きかけること。
- ・県いわき地方振興局と連携して、参加企業への事業説明及び連絡調整を行うこと。

イ モニターツアーの実施

- ・参加企業の県外出身社員等が参加するいわき市内の中山間地域等の地域資源や産業遺構・歴史、文化等をリアルで見る・聞く・体験することができるモニターツアーを合計12回以上実施すること。
- ・当日の参加者に対して、ツアーの感想や学び等についてアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。
- ・参加企業に対し、当日参加した社員の感想や学び等について社内ネットワークやSNS等において情報発信していただくよう働きかけるとともに、各媒体での反応や意見についてアンケート等により収集・分析すること。
- ・モニターツアー行程の作成、ツアー参加者との連絡調整、ツアー当日のアテンドを行うこと。
- ・県いわき地方振興局と連携して、ツアー受入先施設等と連絡調整を行うこと。
- ・モニターツアーについては、原則1回あたり10～20名程度とし、日帰りとする。

なお、4回以上は2社以上の企業の社員が合同で参加するツアーを実施すること。

- ・モニターツアー実施に必要なバスの手配及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- ・実施した各ツアー内容やコースの概要について、地元メディアやSNS等を活用して広く広報すること。

本事業の実施に当たっては、当局事業「いわき自転車合宿『聖地』化プロジェクト事業」の受託者と適宜連絡・調整を図り、両事業が効率的かつ効果的に実施できるように十分に配慮すること。

#### ※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

## 5 成果品

実績報告書（正本・副本1部ずつ）

## 6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の類を提出しなければならない。

- ・統括責任者通知書（仕様書様式第1号）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 7 統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

## 8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。なお、打合せ等を実施した場合は、適宜議事録（任意様式）を作成し、甲に提出すること。

## 9 その他

- (1) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然

必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

- (3) 受託者は本業務において知り得た秘密を、甲の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。